○経済産業省令第二十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条の二及び第二十七条の二十九において準用する第二十七条の三の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業託送供給等収支計算規則及び原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業託送供給等収支計算規則及び原子力発電工事償却準備引当金に関する省令の一部を改正する省令

（電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正）

第一条　電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
様式第１（第２条関係） **第４表** 固　定　資　産　明　細　表 ［略］ （記載注意） １　次に掲げる事項について、脚注として記載すること （１）固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。） ［削る］ ［削る］ （２）～（４）　［略］ ２　［略］ **第６表** 超過利潤累積額管理表 ［略］ （記載注意） １～６　［略］ ７　前期乖離額累計額は、この省令の規定により公表された最近の登記乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第25条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。 ８・９　［略］	**様式第１**（第２条関係） **第４表** 固　定　資　産　明　細　表 ［略］ （記載注意） １　次に掲げる事項について、脚注として記載すること （１）固定資産明細表の作成に関する会計方針（重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。） 有形固定資産は定率法によっている。 無形固定資産は定額法によっている。 （２）～（４）　［略］ ２　［略］ **第６表** 超過利潤累積額管理表 ［略］ （記載注意） １～６　［略］ ７　前期乖離額累計額は、この省令の規定により公表された最近の登記乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第１項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。 ８・９　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	